

普通財産使用貸借（仮）契約書

伊予市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次の条項により使用貸借契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる建物並びにその敷地（以下「使用物件」という。）を乙に貸与する。

＜土地の表示＞

所在地	伊予市中山町中山丑 557 番地 1
地目	宅地
地積	3,441.00 m ²

＜建物の表示＞

所在地	伊予市中山町中山丑 557 番地 1
構造	鉄筋コンクリート造
床面積	405.71 m ²

（用途）

第2条 乙は契約期間中、使用物件を別添乙の提出した企画提案書記載の事業の用に使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間等）

第3条 使用貸借の期間は、本契約締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、この契約期間中であっても甲が公用、公共用、公益事業その他の用に供するため必要がある場合は、この契約を解除することが出来る。また、乙は、本契約の満了の3か月前までに書面をもって甲に更新申請を行い、甲の承諾を得たときは、さらに5年間を限度として貸借期間の延長をすることができるものとし、以後同様とする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用物件の現状の変更）

第5条 使用物件の現状を変更しようとするときは、乙はあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（使用物件の維持補修）

第6条 甲は、第3条に定める使用貸借の期間（以下「使用貸借期間」という。）中、使用物件の維持補修の責めを負わない。

2 使用物件に対し保存、利用、改良その他の行為をするため支出する経費はすべて乙の負担とし、これによってその価値を増加することがあっても乙はその増加額に

様式 7

ついて甲に対しなんらの要求をしないものとする。

(光熱水費等の負担)

第 7 条 使用物件の使用にかかる光熱水費等の費用は乙が負担するものとする。

(甲の免責事項)

第 8 条 甲は使用物件における事故及び防犯、防災等の責には一切応じないものとする。

(調査協力義務)

第 9 条 甲はこの使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において乙はこれに協力しなければならない。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、第 3 条ただし書きに定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 使用物件をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 第 5 条の規定に違反したとき。
- (3) 使用物件の管理が良好でないとき。
- (4) その他契約事項に違反したとき。

(使用物件の返還等)

第 11 条 乙は、使用貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって使用物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、使用物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

2 使用物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することはできない。

(疑義の決定)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 伊予市米湊 8 2 0 番地
伊予市長 武 智 邦 典

乙